

京都府消費生活安全センター消費生活相談員の募集について

京都府消費生活安全センターでは、消費生活相談員を募集しています。

- 1 募集定員 1名
- 2 就業場所 京都府消費生活安全センター
京都市南区新町九条下ル京都テルサ内（西館2階）
- 3 職務内容 消費生活相談の処理及び消費者啓発に関する業務
- 4 必要な経験等 パソコン入力事務（ワード、エクセル）
- 5 雇用条件 非常勤嘱託（週27時間7分30秒）
（勤務日：原則として、隔週3日、4日）
（就業時間：8時30分～17時15分、休憩60分）
（勤務の都合により土・日・祝日の勤務の可能性あり）
任用期間 随時～令和2年3月31日
- 6 応募資格 消費者安全法に規定する消費生活相談員資格取得者（国家資格）、
国民生活センターが付与する「消費生活専門相談員」資格取得者、
財団法人日本産業協会が付与する「消費生活アドバイザー」資格
取得者、財団法人日本消費者協会が付与する「消費生活コンサル
タント」資格取得者のいずれかの資格を有していること。
- 7 報酬等 月額 181,700円
通勤手当相当額：実費支給（京都府の規定による）、月額報酬と
合わせて支給
加入保険等：健康保険、厚生年金、雇用保険
- 8 選考方法 面接及び小論文
小論文テーマ
「最近の消費者被害の状況と消費生活相談員の果たすべき役割」
（1,000字程度 ワードプロ・手書き可）
- 9 応募方法 小論文、履歴書、応募資格を証する書類の写し（消費生活相談員
資格試験に合格した者とみなされる者は「実務経験証明書」を含
む。）を持参又は郵送すること。
- 10 受付 随時
- 11 面接日 受付後、追って連絡します。
- 12 面接会場 京都府消費生活安全センター
京都市南区新町通九条下ル京都テルサ内（西館2階）
- 13 連絡先 075-671-0030（相談・情報担当 井關）